

建設課

☎ 土地改良施設係 (158)

自然災害により農地(田・畑)が災害を受けたら どうしたらいいの？

被害があった場合は、役場建設課もしくは野方支所で「災害復旧申請書」に必要事項を記入のうえ押印をして早急に提出してください。(災害申請受付期間は、概ね災害発生後2週間を目安にしています。)

災害が発生した日から早急に国へ被害の報告をしなければなりません。報告が遅れると復旧ができなくなる場合があります。

- 国の補助事業として認められる被害額は**40万円以上が対象**となります。
- 町の補助事業は被害額が**13万円以上40万円未満**が対象となります。
- 梅雨期や台風後は農地(田や畑)の点検に努めましょう。

※災害復旧事業による農家等の負担金は以下のとおりとなります。

事業	工種	被害額	負担率	負担金例
災害復旧事業 (国の補助事業)	用水施設	40万以上	補助率を控除した額の 10%	被害額が100万円、補助率が90%の場合 $100\text{万円} \times (100\% - 90\%) \times 10\% = \text{1万円}$
	農地	40万以上	補助率を控除した額の 30%	被害額が100万円、補助率が80%の場合 $100\text{万円} \times (100\% - 80\%) \times 30\% = \text{6万円}$
小災害復旧事業 (町の補助事業)	用水施設	13万以上 40万未満	被害額の 10%	被害額が30万円の場合 $30\text{万円} \times 10\% = \text{3万円}$
	農地	13万以上 40万未満	被害額の 30%	被害額が30万円の場合 $30\text{万円} \times 30\% = \text{9万円}$

建設課

☎ 土地改良施設係 (158)

法定外公共物(農道・里道・水路など)の維持管理について

法定外公共物とは

道路や河川など「公共物」のうち、道路法や河川法など法律に定めがあるものを「法定公共物」、**法律に定めがないものを「法定外公共物」と**いいます。法定外公共物の多くは、昔からあるあぜ道や水路などで、以前は国有財産でしたが、法改正により市町村に譲与されました。

町が所有する法定外公共物は、「認定外道路」と「水路」に分類されます。

1. 認定外道路

国道、県道、町道などの認定を受けていない道路(道路法の適用を受けない道路)。いわゆる農道、集落道、里道と呼ばれるものです。

2. 水路

下水道法の適用、河川法の適用又は準用を受けない排水路などです。

法定外公共物の維持管理について

法定外公共物は地域に密着した道路・水路であるため、草刈、清掃など通常の維持管理は、普段利用されている地域の方々(受益者)にお願いしております。

ただし、舗装のやり直しや側溝の修理を必要とするような場合には、役場建設課へご連絡ください。